

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る 基礎資料作成支援業務仕様書

1. 件名

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る基礎資料作成支援業務

2. 実施場所

東大阪市役所本庁舎

3. 業務スケジュール

日程	審議会	業務内容
令和8年6月頃	第1回審議会	
令和8年7月頃		
令和8年8月頃	第2回審議会	初回打ち合わせ
令和8年9月頃		審議会事前打合せ
令和8年10月頃		
令和8年11月頃	第3回審議会	
令和8年12月頃		審議会事前打合せ
令和9年1月頃		
令和9年2月頃	第4回審議会	
令和9年3月頃		最終打合せ

※審議会の開催日程や開催回数は、会議の進捗状況によって変更になる。
※打合せは、原則4回東大阪市役所本庁舎において対面で実施する。また、必要に応じて、追加の打合せを実施する。

4. 業務内容

(1) 墓地に関する調査・分析

①市立斎場 5 か所に係る墓地としての跡地活用の方向性検討

東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）の趣旨を理解し、新斎場完成後における既存 5 斎場について、利用可能範囲・利用条件等を調査し、跡地活用方法の提案及び付随する問題点の解消方法を提示すること。なお、跡地活用にあたっては、法令等を遵守するとともに、市民ニーズ等を反映したものとなるよう十分に精査すること。また、跡地活用の選択肢として、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化に着目しつつ、市民の墓地に対する意識を汲み取ることで、市民満足度の高い墓地運営を進めることができるよう、従来からある個別に区画された一般的な形態のお墓ではなく、新たな墓地形態について調査し、その実現可能性を勘案したうえで提案すること。

②審議会の資料作成に係る調査・分析

発注者が第 3 回及び第 4 回までの審議会に係る配布資料を作成するにあたり、受注者は審議会及び打合せの内容を十分に理解し、必要な情報を調査・分析すること。なお、他市町村の事例や、その他の参考となる事例があれば積極的に情報提供すること。

(2) 報告書の作成

すべての審議会が終了した後、令和 8 年度の取りまとめ報告書を作成すること。なお、報告書作成に必要な審議会資料や議事録については、発注者から受注者に提供することとする。

(3) 打合せ

第 3 回及び第 4 回審議会の前後に、調査内容、資料内容、その他必要な事項について協議するため、発注者と打合せを行うこと。

5. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。